



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年9月7日火曜日 第2199号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可  
申請の概要..... 635  
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... 636  
土地改良区の定款変更の認可..... 637  
道路の区域変更(県道柳沢新谷停車場線)..... 637  
道路の供用開始(県道柳沢新谷停車場線)..... 637

### 公 告

土地の売払い..... 637  
砂利採取業務主任者試験の実施..... 638

### 選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の一部改正..... 638

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1024号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成22年9月7日

愛媛県西条保健所長 新 山 徹 二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
住友化学株式会社  
東京都中央区新川二丁目27番1号  
代表取締役社長 廣瀬 博
- 事業場の名称及び所在地  
住友化学株式会社愛媛工場菊本地区  
新居浜市菊本町一丁目10番1号
- 特定施設に関する事項  
Z - 010

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第27号又 廃ガス洗浄施設
特定施設の能力	1分当たり110ノルマル立方メートル処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工後1ヶ月
使用開始の予定年月日	完成の翌日
特定施設の使用時間間隔	連続
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間

特定施設の使用の季節的変動の概要		なし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 12.0~13.0 最大 12.0~13.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1以下 最大 0.1以下
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 230
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1以下 最大 0.1以下
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1以下 最大 0.1以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 2.2 最大 4.3

備考 汚水等は、還元処理施設にて処理する。

#### 4 汚水等の処理施設に関する事項

##### (1) 還元処理施設

設置年月日	昭和48年11月10日		
処理施設の種類	化学処理		
処理施設の型式	還元及び中和処理		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 15.0メートル 横 5.1メートル 高さ 1.7メートル x 2基		
処理施設の能力	1日当たり750立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	還元及び中和方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要		なし	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~7.5 最大 6.5~7.5	通常 6.5~7.0 最大 6.0~7.0
化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	686	320
	最大	819	412

浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 30 最大 50	通常 30 最大 50
窒素含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2 最大 10	通常 2 最大 10
りん含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1 最大 7	通常 1 最大 7
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 216 最大 324	通常 216 最大 324

備考 汚水等は、No3 総合排水処理施設で処理する。

(2) No3 総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和49年 6月 1日		
処 理 施 設 の 種 類	物理処理及び化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	沈降分離処理及び中和処理		
処 理 施 設 の 構 造	土堰堤型式		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	沈降槽 縦 95.0メートル 横 60.0メ ートル 高さ 2.0メートル 中和槽 縦 48.0メートル 横 60.0メ ートル 高さ 2.2メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり50,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	沈降処理及び中和処理方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし		
処 理 施 設 に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.5	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.5
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 13.8 最大 19.5	通常 13.8 最大 19.5
	浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 35 最大 500	通常 35 最大 47
	窒素含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2 最大 10	通常 2 最大 10
	りん含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1 最大 7	通常 1 最大 7
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 34,777 最大 40,748	通常 34,777 最大 40,748	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No1 排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~7.5 最大 6.5~8.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 11.3 最大 20.0
	浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 15 最大 27
	窒素含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 4 最大 15
	りん含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1 最大 5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 22,606 最大 27,557	

(2) No3 排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.5
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 13.8 最大 19.5
	浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 35 最大 47
	窒素含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2 最大 10
	りん含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1 最大 7
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 34,777 最大 40,748	

備考 この他に、雨水排水口が18箇所ある。

○愛媛県告示第1025号

四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・池の下地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年 9月 7日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・

池の下地区)計画書の写し

(2) 四国中央市土居町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成22年9月8日から10月7日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所土居支所

○愛媛県告示第1026号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、吉田町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成22年9月7日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

○愛媛県告示第1027号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年9月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	柳沢新谷停車場線	大洲市柳沢1522番5から 同市柳沢1562番3まで	旧	メートル 13.2~22.0	キロメートル 0.094	
			新	13.2~21.7	0.094	

○愛媛県告示第1028号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年9月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	柳沢新谷停車場線	大洲市柳沢1557番3から 同市柳沢1562番3まで	平成22年9月7日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年9月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積
松山市北土居三丁目382番1	雑種地	488.19㎡
松山市北土居三丁目385番1	雑種地	3,338.14㎡
松山市北土居三丁目385番7	雑種地	22.64㎡
松山市北土居三丁目385番8	雑種地	16.67㎡
松山市北土居三丁目385番9	雑種地	26.30㎡

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成22年9月7日(火)から10月26日(火)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。)

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2255

## ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

## エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成22年10月26日（火）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

## (3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

## ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成22年10月8日（金）午前10時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

## 3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成22年11月10日（水）午前10時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第一別館11階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

## 4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

## ○公 告

## 砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、平成22年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成22年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 試験の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁会議室（第一別館11階会議室）

2 試験の日時

平成22年11月12日（金）10時

3 受験願書の提出期間

平成22年10月12日（火）から同月21日（木）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

県庁土木部管理国土木管理課又は住所地为管轄する地方局建設部若しくは土木事務所

## 選挙管理委員会告示

## 愛媛県選挙管理委員会告示第57号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成22年9月7日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

- 1・2 省略
- 3 老人ホーム

名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日
省略			
特別養護老人ホームしいのき園	省略		
ケアハウスれんげ	軽費老人ホーム	西予市宇和町久枝甲1434 1	平成22年9月7日
省略			

- 4 省略

改 正 前

- 1・2 省略
- 3 老人ホーム

名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日
省略			
特別養護老人ホームしいのき園	省略		
省略			

- 4 省略